

## 令和 2 年度

### 第 11 回庄原市農業委員会総会 会議録

日時 令和 3 年 1 月 6 日（水） 午後 1 時 30 分～午後 2 時 43 分

場所 庄原市ふれあいセンター

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積計画(1 月 29 日公告)の決定

及び農地利用配分計画原案の承認について

議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 事業計画変更の承認について

議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 6 号 非農地証明申請について

議案第 7 号 庄原農業振興地域整備計画の農用地利用計画

の変更の承認について

議案第 8 号 農業委員の死去に伴う農業委員の補充要望について

備考

# 庄原市農業委員会

## 各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
2	植木 登夫	○		13	明賀 美伸	○	
3	原田 實夫	○		14	藤原 富雄	○	
4	堀江 唯雄	○		15	柳生 卓三	○	
5	木村 英宗	○		16	高坂 勝博	○	
6	三吉 和宏	○		17	金本 篤子	○	
7	増谷 克則	○		18	前田 憲二	○	
8	財間 敏行	○		19	道下 和子		○
9	森兼 貢	○		20	島津 秀樹	○	
10	前田 耕廣	○		21	天根 公昭		○
11	宮崎 讓	○		22	青才 弘江	○	
12	竹森 達	○		23	松長 百合子	○	
				24	名越 光紀	○	

## 農地利用最適化推進委員の出席状況

### 事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本庁)				(口和出張所)			
事務局長	黒木 和彦		○	出張所長	麻尾 浩祥		○
係長	原田 淳司	○		主任	小田 正儀		○
主任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
主事	辻田 成美	○		出張所長	石原 豊年		○
(西城出張所)				主任	藤原 直人	○	
出張所長	山口 博昭	○		(比和出張所)			
主任主事	宗信 彰吾		○	出張所長	小田 雅平		○
				主任	桑原 惣	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	中島 智治		○	出張所長	清水 勇人		○
主事	宮永 竣介	○		主任主事	角脇 健太		○

農地係長	<p>開催の前に、本日事務局長は、庄原市議会本会議における一般質問への対応のため、欠席しております。二か月連続の欠席となりましたこと、お詫びいたします。</p> <p>それではただ今より、令和2年度第11回庄原市農業委員会総会を開催いたします。(午後1時30分)</p>
農地係長	<p>本日は19番道下会長、21番天根委員から欠席の届け出がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>道下会長より挨拶をいただいておりますので代読させていただきます。</p> <p>(挨拶代読)</p>
農地係長	<p>ここからは、農業委員会等に関する法律第5条第5項及び庄原市農業委員会会議規則第6条の規定により、三吉会長代理に議長を務めていただきます。</p>
議長	<p>それでは、会議を開会いたします。</p> <p>ただ今の出席委員は21名です。よって、本総会は成立していることをご報告いたします。</p>
議長	<p>続きまして本日の議事録署名者を指名させていただきます。15番柳生委員さん、16番高坂委員さん、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それではまず、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>受付番号46から58の13件について事務局からの説明を求めます。</p>
事務局員 (本庁)	<p>説明の前に12月4日総会で農地法第3条許可申請受付番号40について、審議を保留としていましたが、その後の経過を報告いたします。</p> <p>総会後に、譲渡人の死亡日を確認後、県に改めて取扱いを確認し、譲受人の方に、「相続の発生や、今後、許可が仮に出た場合の登記処理のこと等」を説明いたしました。</p> <p>その後譲受人は法務局へ相談された後に、令和3年1月5日付けで取下願を提出され、受理いたしました。</p>
事務局員 (本庁)	<p>(議案説明資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 以下 略)</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>ここでご質疑・ご意見等を受け付けます。何かございますか。</p>

議長	<p>(なしという声)</p> <p>それでは、ないようですので採決に移らせていただきます。 「農地法第3条の規定による許可申請について」受付番号46から58の13件を一括で採決したいと思います。これにご異議はございませんか。</p>
議長	<p>(なしという声)</p> <p>それでは、受付番号46から58の13件について申請の通り許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、決定されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第2号「農用地利用集積計画(1月29日公告)の決定について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>(説明 以下 概略)</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画書の令和2年12月期の申し込み分については、別冊「令和3年1月29日公告 利用権設定内訳」とおりです。 今回は1月31日に終期が来る更新分が多く、利用権設定の一般分が合計412件、契約面積2,107,620.58㎡となっております。 また、利用権設定の農地中間管理事業分が比和地域の合計5件、契約面積37,732㎡となっております。</p> <p>(内訳を読み上げる。以下略)</p> <p>以上の農用地利用集積計画はこの農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。今回は量が多いのでしばらくお目通しください。 ここで質疑・意見を受けます。何かご質疑・ご意見等がございますか。</p>
議長	<p>(なしという声)</p> <p>それでは、ないようですので採決に移らせていただきます。 「農業委員会等に関する法律」により議事参与の制限を受けることとなる委員が11名います。 総会の出席委員21名中半数以上が議事参与の制限により退席をすることになりますが、</p>

議長	<p>解釈上議事参与の制限を受ける委員を除いた出席委員の過半数で採決を取りたいと思います。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>(はいという声)</p> <p>それでは議事参与の制限を受ける 2 番植木委員、3 番原田委員、4 番堀江委員、5 番木村委員、7 番増谷委員、9 番森兼委員、10 番前田耕廣委員、11 番宮崎委員、12 番竹森委員、14 番藤原委員、24 番名越委員はご退席をお願いします。</p> <p>(議事参与の制限を受ける委員退席)</p>
議長	<p>「農用地利用集積計画の決定について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、決定されました。</p> <p>退席委員の皆様、席へお戻りください。</p>
議長	<p>続きまして、議案送付後に農用地利用集積計画に関連する、「農用地利用配分計画原案の承認について」市より意見を求められていますので、これを上程いたします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
事務局員 (本庁)	<p>(説明 以下 概略)</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条により、本市農業振興課から本市農業委員会に対して計画原案への意見を求められております。</p> <p>内容につきましては、先ほどご承認いただきました利用権設定農地中間管理事業分の比和地域の農地 5 件に関わる農地となっています。</p> <p>(資料の配分計画の明細を読み上げる)</p> <p>以上の配分計画原案はこの農業委員会の承認後、広島県知事が認可し公示されます。</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。ここで質疑を受けます。</p> <p>質疑等はございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>

議長	<p>挙手全員、決定されました。</p> <p>続きまして、議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>受付番号 12 について事務局からの説明を求めます。</p>
事務局員 (本庁)	<p>(説明 以下 概要)</p> <p>受付番号 12</p> <p>位置等：説明資料の 5・6 ページに記載</p> <p>転用事由：墓地</p> <p>他 法 令：墓地経営許可申請済み</p> <p>周辺影響：影響ないと確認</p> <p>除外手続：除外済み</p> <p>その他：追認を求める申請で顛末書の添付あり</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受けます。</p> <p>質疑等はございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>ないようですので採決に移らせていただきます。</p> <p>それでは、受付番号 12 について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、決定されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第 4 号「事業計画変更の承認について」を上程いたします。</p> <p>この件について、事務局からの説明を求めます。</p>
事務局員 (比和出張所)	<p>農地法第 5 条の規定により平成 30 年 10 月 9 日付け指令庄農第 21 号の許可案件について事業計画変更承認申請が提出されております。</p>
事務局員 (比和出張所)	<p>(説明 以下 概要)</p> <p>位置等：説明資料の 7・8 ページに記載</p> <p>転用事由：資材置き場→太陽光発電設備</p> <p>資金計画：全額借入資金</p> <p>他 法 令：特になし</p>

議長	<p>周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外済み その他：転用の確実性を求める書類の添付あり</p> <p>以上で説明が終わりました。ここで、質疑・意見を受けます。 質疑等はございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>それでは、議案第4号「事業計画変更の承認」について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます 挙手全員、決定されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>受付番号42から47の6件について事務局からの説明を求めます。</p>
事務局員 (本庁)	<p>(説明 以下 概要)</p> <p>受付番号42</p> <p>位置等：説明資料の5・16ページに記載</p> <p>転用事由：宅地拡張</p> <p>資金計画：全額借入資金</p> <p>他法令：特になし</p> <p>周辺影響：影響ないと確認</p> <p>除外手続：除外済み</p>
事務局員 (東城出張所)	<p>受付番号43</p> <p>位置等：説明資料の17・18ページに記載</p> <p>転用事由：太陽光発電設備、資材置き場、駐車場</p> <p>資金計画：全額自己資金</p> <p>他法令：再生可能エネルギー発電事業計画認定済み</p> <p>周辺影響：影響ないと確認</p> <p>除外手続：除外済み</p>

	<p>受付番号 44  位置等：説明資料の 17・24 ページに記載  転用事由：一般住宅  資金計画：全額自己資金  他 法 令：特になし  周辺影響：影響ないと確認  除外手続：区域外</p> <p>受付番号 45  位置等：説明資料の 17・25 ページに記載  転用事由：太陽光発電設備  資金計画：全額自己資金  他 法 令：再生可能エネルギー発電事業計画認定済み  周辺影響：影響ないと確認  除外手続：除外済み</p>
<p>事務局員  (比和出張所)</p>	<p>受付番号 46  位置等：説明資料の 7・28 ページに記載  転用事由：太陽光発電設備  資金計画：全額自己資金  他 法 令：再生可能エネルギー発電事業計画認定済み  周辺影響：影響ないと確認  除外手続：除外済み</p>
	<p>受付番号 47  位置等：説明資料の 7・31 ページに記載  転用事由：太陽光発電設備  資金計画：全額自己資金  他 法 令：再生可能エネルギー発電事業計画認定済み  周辺影響：影響ないと確認  除外手続：除外済み</p>
<p>議長</p>	<p>以上で説明が終わりました。ここで、質疑・意見を受けます。  ご質疑等はございませんか。</p>
<p>6 番三吉委員</p>	<p>受付番号 43 について、転用目的用途が太陽光発電設備の他に資材置き場、駐車場とある</p>



<p>事務局員 (東城出張所)</p>	<p>が、利用目的は何か。 また、宅地を囲う形で太陽光発電設備が作られるようだが、所有者に支障はないのか。</p> <p>資材置き場と駐車場の利用目的としては、(株)SAWADA が今後事業を拡大していく上での拠点として、資材や運搬のための車を置くための場所として申請をいただいています。 また、宅地の件については、申請者の方の家です。</p>
<p>議長</p>	<p>他に質問等ございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
<p>議長</p>	<p>ないようですので採決に移らせていただきます。 「農地法第 5 条の規定による許可申請について」受付番号 42 から 47 の 6 件を一括で採決したいと思います。 これにご異議はございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは受付番号 42 から 47 の 6 件について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、決定されました。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして、議案第 6 号「非農地証明申請について」を上程いたします。受付番号 34 か 36 の 3 件について、事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>(説明 以下 概略)</p> <p>受付番号 34 位置等：説明資料 5・34 ページに記載 潰廃事由：昭和 60 年頃納屋兼農機具庫を建てた。 現地確認：申請地には倉庫が建っており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。 その他：顛末書の添付あり</p> <p>受付番号 35 位置等：説明資料 5・35 ページに記載 潰廃事由：申請地は、1975 年頃、申請者の両親が農地法の決まりを知らずに申請地に庭木を植え始め、現在は庭となっている。</p>

<p>事務局員 (比和出張所)</p>	<p>現地確認：申請地はサツキ、松の庭木が植栽されており農地として復旧するのは困難で非農地と確認。</p> <p>受付番号 36</p> <p>位置等：説明資料 7・36 ページに記載</p> <p>潰廃事由：昭和 60 年頃農機具格納庫を建築した。</p> <p>現地確認：申請地は宅地化しており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受けます。</p> <p>質疑等はございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
<p>議長</p>	<p>ないようですので採決に移らせていただきます。</p> <p>「非農地証明申請について」受付番号 34 から 36 の 3 件を一括で採決したいと思います。</p> <p>これにご異議はございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、受付番号 34 から 36 の 3 件について申請の通り証明することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、決定されました。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして、議案第 7 号「庄原農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更の承認について」市より意見を求められていますので、上程いたします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
<p>農業振興課 職員</p>	<p>本市では、農業振興地域整備計画の農用地利用計画において今後の農地利用の方針や農用地区域を定めており、農地転用等の場合においては農用地区域に含まれない土地として整備計画の内容を変更する必要があります。</p> <p>その際には、農業委員会の意見を聞くことが法律で定められております。</p>
<p>農業振興課 職員</p>	<p>今回の庄原農業振興地域変更計画は、除外が 40 件、筆数 50 筆、編入が 2 件、筆数 2 筆、用途変更が 2 件、筆数 6 筆となっております。</p> <p>(資料を元に説明)</p>

<p>農業振興課 職員</p>	<p>手続きが順調に進みましたら3月下旬には手続きが完了する予定です。 具体的な手続きの流れとしては、まず県に事前調整協議を行い、その後今行っている意見を聞く段階に入ります。 他の関係機関にも意見を聞きまして回答があり次第、整備計画書の変更案を公告し、30日間縦覧する予定としております。 その後、15日間の異議申し出の期間が設けられております。 地域住民であれば縦覧期間中、異議申し出の期間中に意見書を提出することができるようになっております。 農用地区域内の土地所有者等については、異議申し出期間中に異議申し出をすることができます。 異議申し出がなかった場合には、県へ協議の申し出をし、同意の回答があれば正式に整備計画書として認められることとなります。 これによって、土地所有者においては除外の手続きが完了したという形になります。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で説明が終わりました。 ここで質疑・意見を受けます。</p>
<p>5番木村委員</p>	<p>資料3ページの位置番号33について、農家住宅で面積が2274㎡と大きいので、詳しく説明してほしい。</p>
<p>事務局員 (高野出張所)</p>	<p>こちらは11月の農業委員会総会で非農地証明をしていただいた案件です。 昭和44年に倉、車庫、納屋等が建てられたと顛末書に記載があります。現地調査をした結果、登記簿の面積と現地の面積が必ずしも一致はしていませんが、現地は宅地や駐車場になっており非農地と判断いたしました。 非農地証明におきまして、この度の農振除外の手続きも行いました。</p>
<p>議長</p>	<p>他にございませんでしょうか。</p>
<p>6番三吉委員</p>	<p>資料5ページの10件について、農業委員会事務局として第1種農地の不許可例外に該当するという判断を現時点ではしているという解釈でいいか。</p>
<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>農業委員会事務局として現時点で不許可例外に該当し、許可の見込みがあるとガイドライン等で確認をしています。</p>
<p>議長</p>	<p>他に質問等ございませんか。</p>

	(なしという声)
議長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、決定されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案として上程しておりませんでした。急遽議案第8号「農業委員の死去に伴う農業委員の補充要望について」を上程いたします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
農地係長	<p>昨年12月に長らく入院、闘病されていた入田委員がお亡くなりになりました。心よりご冥福をお祈りいたします。ご逝去に伴い、1名欠員の状況となっております。</p> <p>法令上農業委員の補充が必要な場合に関する規定はございませんが、農業委員会としましては認定農業者の方が欠員となり、農業委員会業務や地域の皆様への影響があると考えられるため、補充が必要であると考えております。</p> <p>農業委員の任命に関しては市長部局の対応となるため、市長に対し農業委員会を代表して会長から欠員の補充を要望したいと考えております。</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。ここで、質疑を受けます。</p> <p>急遽のご提案でございますが、質疑・意見等ございませんでしょうか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>提案のとおり、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、決定されました。</p>
議長	<p>以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議をすべて終了いたします。</p>
議長	<p>続いて、会長からの報告ですが、今回はありませんので引き続き「その他」について事務局の説明を求めます。</p>
農地係長	<p>(その他事項について資料にて説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第10回役員会の内容</li> <li>・今後の日程</li> </ul> <p>について報告を行った。</p>

議長	<p>ただ今の説明に対して、またはそれ以外のことでも結構ですので、全体を通して皆様の方から何かご意見・質問等ございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>以上で本日の日程をすべて終了しました。</p> <p>これをもって、閉会といたします。(午後2時43分)</p>

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和3年1月6日

議長  
(道下 和子) \_\_\_\_\_

15番委員  
(柳生 卓三) \_\_\_\_\_

16番委員  
(高坂 勝博) \_\_\_\_\_